

# 令和6年度 償却資産(固定資産税)申告の手引き

市税につきましては、平素から格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、固定資産税は、土地・家屋のほか償却資産についても課税されます。償却資産の申告については、地方税法第383条の規定により、**事業用の償却資産の所有者は、毎年1月1日(賦課期日)現在、市内に所有している償却資産の状況等を1月末までに申告しなければならないことになっています。**

つきましては、この手引きを参照の上、同封の申告書を作成していただき、ご提出ください。

## 申告書提出期限は令和6年1月31日(水)です。

法定申告期限は1月31日(水)ですが、**1月19日(金)までの提出にご協力ください。**

なお、新型コロナウイルス感染症予防対策のため、**郵送またはeLTAXでの提出**につきましてもご協力をお願いします。

## 田 原 市

申告書の提出先  
及び  
問い合わせ先

〒441-3492  
愛知県田原市田原町南番場30番地1  
田原市役所 総務部税務課 資産税係  
電 話 (0531) 23-3510 (直通)  
FAX (0531) 23-0180  
ホームページ <http://www.city.tahara.aichi.jp/>

**検索** **田原市 償却資産** と検索してください。

# I 償却資産のあらまし

## 1. 償却資産とは

固定資産税の対象となる償却資産とは、会社や個人の方が事業を営むために所有している土地・家屋以外の有形の固定資産（構築物・機械・工具・器具・備品等）で、その減価償却額または減価償却費が、法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金または必要経費に算入されるものをいいます。

## 2. 申告の対象となる資産

- (1) 耐用年数が1年以上で、取得価格が10万円以上の資産または10万円未満の資産であって固定資産（減価償却資産）に計上している資産。
- (2) **償却済資産**（耐用年数が経過した資産）
- (3) **建設仮勘定**で経理されている資産であっても1月1日現在事業の用に供することができるもの
- (4) 家屋として固定資産税の評価がされていない建物等（畜舎・堆肥舎等）の資産
- (5) **遊休資産**（稼動を休止しているが、いつでも稼動できる状態にある資産）
- (6) **未稼働資産**（すでに完成しているが、まだ稼動していない資産）
- (7) 清算中の法人が所有する償却資産のうち、清算事務の用に供しているもの及び他の事業者  
に事業用資産として貸し付けている資産
- (8) **福利厚生**（社宅・宿舍等）の用に供する資産
- (9) **簿外資産**（会社の帳簿には記載されていない資産であっても1月1日現在事業の用に供  
することができるもの）
- (10) 決算期以降に取得された資産で、1月1日（賦課期日）までに固定資産勘定に計上されて  
いない資産
- (11) 中小企業等が、租税特別措置法を適用して損金算入した取得価額30万円未満の資産
- (12) 建物の所有者と異なる者（賃借人、テナント）が取り付けした内装、造作、その他の建築設  
備等の資産 ※賃借人、テナントが所有する資産として取り扱います。

### ◆対象となる主な償却資産（種類別）

資産の種類		具 体 例
1	構 築 物	門、塀、フェンス、広告塔、貯水池、看板、外構工事、外灯、舗装路面（駐車場舗装等）、庭園、緑化施設、テナント内部造作、棧橋、受変電設備、自家発電設備、ビニールハウス、温室、畜舎・堆肥舎、灌水工事、改修工事等
2	機 械 及 び 装 置	電気・化学・印刷・医療用機械などの各種産業用、二重カーテン、暖房機・消毒機・管理機・動噴など農業用、船外機・魚探・レーダーなど漁業用、パワーショベルなどの土木建設機器、加工、修理等に使用する機械及び装置、太陽光発電設備等
3	船 舶	客船、貨物船、漁船、ボート、砂利採取船、油槽船等
4	航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等

5	車両及び運搬具	パワーショベル等大型特殊自動車（ナンバープレートの分類番号が「0、00～09及び000～099」、 「9、90～99及び900～999」の車両）、その他運搬車等 <b>【自動車税、軽自動車税の対象となる車両は除かれます】</b>
6	器具及び備品	パソコン、事務機・椅子、コピー機、応接セット、キャビネット、冷暖房機器、医療用機器、ルームエアコン、自動販売機、金庫、冷凍・冷蔵庫、理容・美容機器、歯科診療用ユニット、陳列ケース、美術品、その他業務用の器具備品等

### 3. 申告の必要がない資産（対象外）

- (1) 耐用年数1年未満のもの
- (2) **少額償却資産**（取得価格が10万円未満の資産で、法人税法または所得税法の規定により一時に損金算入されたもの）
- (3) **一括償却資産**（取得価格が20万円未満の資産で、法人税法または所得税法の規定により3年間で一括して均等償却するもの）
- (4) **無形減価償却資産**（ソフトウェア、鉱山権、漁業権、特許権、営業権等）・繰延資産（支出した費用の効果が後年度に及ぶもの）
- (5) **生物**（ただし、鑑賞用・興行用のものは申告の対象）
- (6) **美術品等**取得価格1点100万円以上のもの（時の経過によりその価値の減少しないもの）
- (7) 平成20年4月1日以降に締結されたファイナンスリース取引に係るリース資産で取得価額が20万円未満のもの

### 4. 建築設備における家屋と償却資産の区分

建築設備とは、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備等の家屋と一体となって家屋の効用を高める設備をいいます。

固定資産税における取扱いでは、家屋と償却資産を区分して取り扱います。

#### (1) 家屋と建築設備の所有者が異なる場合

家屋の所有者と異なる者（テナント）が貸しビル・貸店舗等に施工した内装・造作及び建築設備等については、償却資産として取り扱います。

\*家屋の所有者と異なる者（テナント）が家屋の所有者や前の賃借人等の建築設備等を、中古資産として一括購入した場合、あくまでも該当する償却資産の取得価額分のみが申告対象であり、営業権相当分（繰延資産）は控除して申告してください。

#### (2) 家屋と建築設備の所有者が同じ場合（次頁表参照）

家屋と設備の所有者が同一の場合に、以下のものは償却資産として取り扱います。

- 独立した機器としての性格の強いもの（例：受変電設備）
- 特定の生産または業務の用に供されるもの（例：工場の動力源である電気設備）
- 単に移動を防止する程度に家屋に取り付けられたもの（例：ルームエアコン）
- 構造的に家屋と一体となっていないもの（例：屋外に設置された給水塔）
- サービス設備としての性格の強いもの（例：ホテルにおける厨房設備、洗濯設備）

## <家屋と建築設備の所有者が同じ場合>

設 備 区 分	償却資産として取り扱うもの	家屋として取り扱うもの
電 力 設 備	受変電設備、予備電源設備、工場用動力配線等	屋内配線
照 明 設 備	ネオンサイン、スポットライト、投光器、水銀灯等	固定された一般照明用器具
中 央 監 視 制 御 装 置	中央監視制御装置一式（配線を含む）	
電 話 設 備	交換機、電話機、電源装置等	配線、配管
呼 出 信 号 設 備 並 び に 拡 声 装 置	マイクロホン、拡声器、増幅器、演奏器等	電鈴、ブザー、配線、配管
電 気 時 計 設 備	時計本体、充電器、蓄電池、タイムレコーダー等	配線、配管
冷 暖 房 設 備	ルームクーラー、パッケージエアコン（冷却塔及びダクトを含む）、独立煙突及び煙道等	家屋と構造上一体となった空調設備一式
換 気 設 備	扇風機、ウインドクーラー、工業用送風装置等	換気扇、ベンチレーター
給 排 水 設 備	井戸、屋外給排水設備、量水器、事業用給水設備等	屋内のもの
給 湯 設 備	湯沸器、局所式給湯のボイラー及び附属品等	中央式給湯設備のボイラー及び貯湯槽
ガ ス 設 備	屋外供給本管、メーター、事業用ガス設備一式	屋内配管
消 火 設 備	ホース、ノズル、消火器、屋外消火栓、配管貯水等	屋内に取り付けられた消火栓・スプリンクラー、ドレンジャー
運 搬 設 備	ベルトコンベア、気送管設備の気送子、ホイスト等	エレベーター、エスカレーター、気送管、メールシュート
サ ー ビ ス 設 備	厨房設備（造りつけのものを除く）、洗濯設備等	造りつけの調理台・流し台
銀 行・店 舗 等 の 設 備	営業台、商品販売台、陳列棚、ショーウィンド、スクリーン、カウンター等で容易に取外しのできるもの	夜間金庫、大型金庫扉、固定された営業台
店 舗 及 び 事 業 用 造 作 設 備	事務所、店舗等の簡易間仕切り（通常ボルトじめで床に固着してあるものであっても簡単に撤去、付設のできるもの）	家屋と構造上一体性の強いもの
そ の 他	看板、広告塔、門、塀、庭園、人工芝、防火壁、日よけ等	避雷設備一式

\*特に新築の建築設備については、家屋との区分に注意してください。

## 5. 非課税及び課税標準の特例が適用される償却資産

地方税法第348条及び同法附則第14条に非課税の範囲が、地方税法第349条の3、同法附則第15条等に課税標準の特例が規定されています。主なものについては次表のとおりです。該当資産があれば、種類別明細書の摘要欄に「非課税」または「特例」と記入してください。

また、令和6年度から新たに非課税または特例の適用を受ける資産を取得した方は、**非課税または特例該当資産であることを証する書類を添付して**、非課税資産に該当する場合は「**非課税適用申告書**」を、特例資産に該当する場合は「**課税標準の特例適用申告書**」を、提出してください。（「非課税適用申告書」、「課税標準の特例適用申告書」の用紙は、税務課のホームページからダウンロードしてお使いください。）

課税標準の特例の対象となる償却資産（主なもの）

適用条項	資産の種類		特例割合	添付書類	
法第349条の3	第3項	政令で定める法人が取得した農林漁業者または中小企業者の共同利用設備（取得価格の制限あり）		1/2の課税	補助または借入申請書及び決定通知書の写
	第5項	内航船舶（遊覧船・快遊船・遊漁船・競争用モーターボートは含まない）		1/2の課税	
	第27項	児童福祉法に規定する家庭的保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する償却資産		注1 1/3の課税	保育事業等認可決定通知書の写
	第28項	児童福祉法に規定する居宅訪問型保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する償却資産		注1 1/3の課税	
	第29項	児童福祉法に規定する事業所内保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する償却資産		注1 1/3の課税	
法附則第15条	第2項第1号	公共の危害防止施設等	「水質汚濁防止法」に規定する汚水または廃液の処理施設	注1 1/2の課税	特定施設設置届出書の写、処理過程図
	第2項第5号		「下水道法」に規定する公共下水道の利用者が設置した除害施設	注1 4/5の課税	処理施設設置届出書の写、処理過程図
	第25項第1号イ	太陽光発電設備（発電出力1,000kW未満） ※再生可能エネルギーの固定価格買取制度の認定を受けてない設備		注1 2/3の課税	再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けたことがわかる書類の写
	第25項第2号イ	太陽光発電設備（発電出力1,000kW以上） ※再生可能エネルギーの固定価格買取制度の認定を受けてない設備		注1 3/4の課税	
	第25項第1号ロ	風力発電設備（発電出力20kW以上）		注1 2/3の課税	再生可能エネルギー発電設備認定通知書の写
	第25項第2号ロ	風力発電設備（発電出力20kW未満）		注1 3/4の課税	
	第25項第1号ニ	バイオマス発電設備（発電出力10,000kW以上20,000kW未満）		注1 2/3の課税	
	第25項第3号ハ	バイオマス発電設備（発電出力10,000kW未満）		注1 1/2の課税	
	第37項	農業協同組合、中小企業等協同組合等が取得し、かつ認定就農者の利用に供する一定の構築物、機械装置、器具備品等		2/3の課税	当該資産を認定就農者の利用に供することがわかる書類の写
第45項	中小事業者等が先端設備等導入計画に基づき取得した先端設備（令和5年4月1日～令和7年3月31日までに取得）		注3 賃上げ表明あり：1/3の課税 表明なし：1/2の課税	注2 導入計画の認定書の写し等	

\* この表は一部を抜粋したもので、その他のもの及び非課税対象となる償却資産については償却資産担当までお問い合わせください。

\* これらの施設および設備は、政令・総務省令により範囲が制限されていますので、注意してください。

\* 税制改正により、特例資産、適用期間、特例率等が変更になることもあります。

注1：『わがまち特例』により田原市市税条例で特例割合を定めています。

注2：添付書類については、別途お問い合わせください。また、リース会社が申告する場合は、「固定資産税軽減計算書」及び「リース契約書」の写しの添付も必要です。

注3：導入計画新規申請時に賃上げ表明を位置付け、従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書類が必要です。

## II 償却資産の申告について

### 1. 申告していただく方

工場や商店を営んでいる、駐車場、アパート、温室、産業用機械等を貸付けているなど事業を行っており、市内に償却資産を所有されている方は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日（賦課期日）現在の所有状況を申告していただくことになっています。

**（お願い）** 申告書が送られてきた方で償却資産をお持ちでない方も、その旨を申告書の（右下）「18備考欄」に記入してご提出ください。資産の変更なし、廃業、解散、休業、移転等の場合でも申告は必要です。

### 2. 特殊な資産について

#### (1) 車両

下表のとおり、車両の分類ごとに対象となる税目が異なります。

自動車税・軽自動車税の対象となる車両はナンバーを取得してください。

車両の種類		自動車税	軽自動車税	固定資産税（償却資産）
普通自動車		○		×（申告不要）
軽自動車			○	
原動機付自転車・特定小型原動機付自転車			○	
オートバイ			○	
小型特殊自動車	※下記の規格表を参考に判断してください。		○	
大型特殊自動車				○（申告が必要）

例

豊橋 <b>○○○</b>	← この数字が <b>0、00~09、000~999</b> および <b>9、90~99、900~999</b> となっているものが大型特殊自動車です。
あ ○○-○○	

◆小型特殊自動車の規格（以下の基準をひとつでも超えていれば、大型特殊自動車です）

区分	長さ (m)	幅 (m)	高さ (m)	最高速度 (km/h)	原動機総排気量 (リットル)
農耕作業用	制限なし	制限なし	制限なし	<b>35未満</b>	制限なし
上記以外	<b>4.70以下</b>	<b>1.70以下</b>	<b>2.80以下</b>	<b>15以下</b>	制限なし

#### (2) 太陽光発電設備

◆申告が必要となる要件

区分	10kW以上の太陽光発電設備 (全量売電・余剰売電)	10kW未満の太陽光発電設備 (余剰売電)
法人	○（申告が必要）	○（申告が必要）
個人（事業用）	○（申告が必要）	○（申告が必要）
個人（住宅用）	○（申告が必要）	×（住宅用設備）

※個人であっても事業用に供している資産については、発電出力量や、全量売電か余剰売電にかかわらず、償却資産として申告の対象となります。

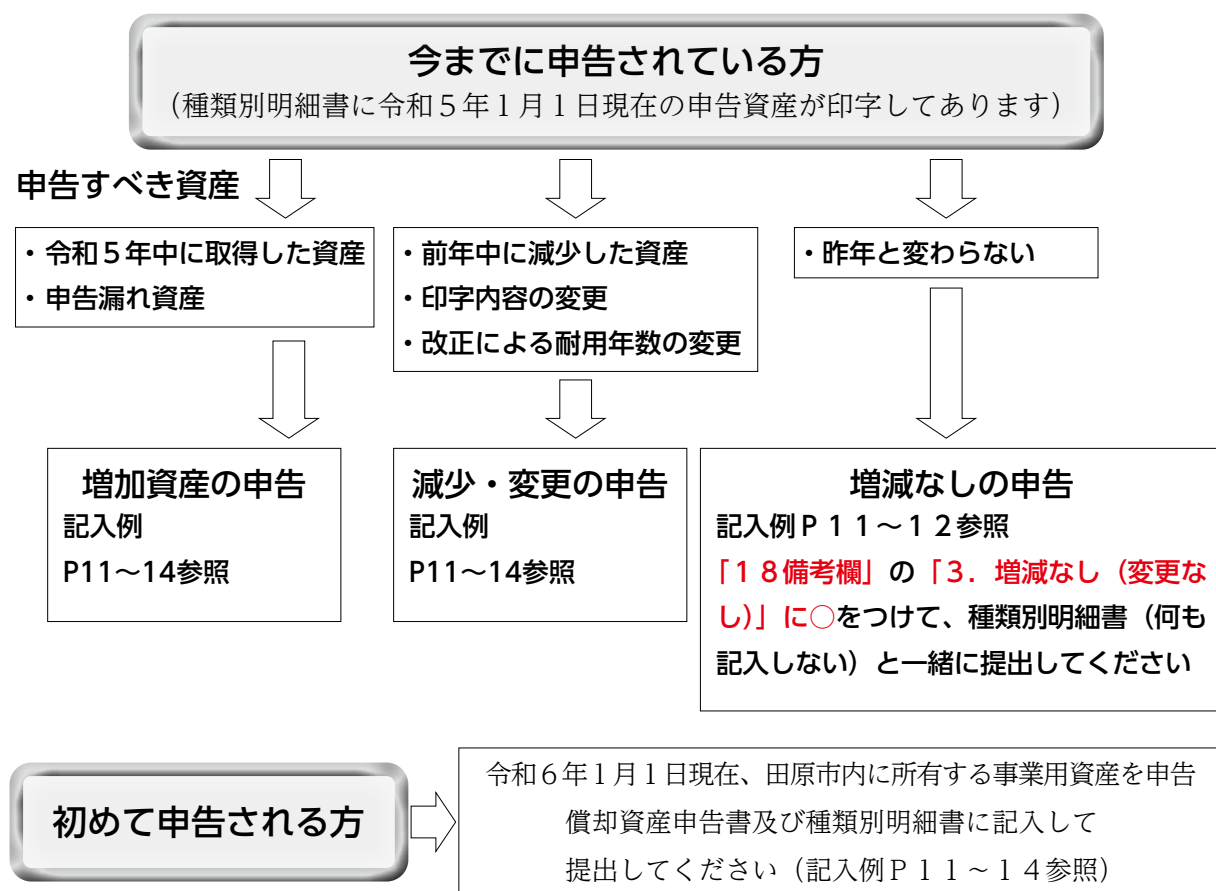
#### ◆申告の対象となる資産

- ・太陽光パネル（家屋の屋根材となっている場合を除く） ・ 架台
- ・接続ユニット ・ パワーコンディショナー ・ 表示ユニット ・ 電力量計
- ・外構設備（フェンス等） ・ その他関係備品等

※標準的な耐用年数は、太陽光発電設備（17年）、受変電設備（15年）、外構設備側溝（15年）、フェンス（10年）などです。

### 3. 申告方法と提出書類

#### (1) 田原市様式により申告される場合



【書き方がわからない場合】(下記の書類をご持参のうえ、お早めにご相談ください)

1. 固定資産台帳
2. 個人確定申告書の写及び収支内訳書の写(減価償却費のわかる書類)、法人確定申告書及び明細書の写
3. その他の償却資産の明細がわかる書類(見積書、契約書など)

## (2) 独自様式（電算処理）により申告される場合

### 独自の様式で 申告される方

- ① 償却資産申告書の右上欄に「所有者コード」を記入してください。
- ② 本市様式の種類別明細書にある、記載事項のすべてを毎年度記載し、すべての資産について「評価額」を算定してください。（増加・減少資産もわかるように申告してください。）
- ③ 課税標準の特例の適用がある場合は、特例率、課税標準額を記載してください。
- ④ 本市から送付した申告書と一緒に添付してください。

※重要 独自様式（電算処理）により申告されると、翌年度申告書送付の際、種類別明細書を同封しません。種類別明細書送付をご希望の場合は、18備考欄に「明細書送付希望」と記入してください。その際は、一般申告として取扱います。

### ◆郵送で申告される方へ

郵送で申告される方で申告書の「控え」が必要な場合は、受付印を押して返送しますので**切手を貼った返信用封筒（送付先記入）を必ず同封**してください。

## 4. 電子申告について

e L T A X：エルタックス（地方税ポータルシステム）により、所定の手続きにしたがって、インターネット上から申告することができます。e L T A Xを利用するには、電子証明書の取得や利用届出の手続等が必要です。

詳しくは、e L T A Xホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp>）をご覧ください。下記のe L T A Xヘルプデスクにお問い合わせください。

**課税に関すること、申告期限を過ぎた場合の申告に関することは田原市役所税務課までご連絡ください。**

◆ e L T A Xヘルプデスク ☎0570-081459 または 03-5521-0019

受付時間 9：00～17：00（土・日・祝祭日・年末年始を除く）

※操作方法等システムに関することはヘルプデスクにお問い合わせください。

なお、電子申告される方に対しても郵送にて申告書を送付します。次年度申告用の「**プレ申告データ**」は送信しませんので**ご了承ください**。引き続き電子申告される場合は、紙と電子で重複して申告しないようご注意ください。

## 5. 提出期限

**令和6年1月31日(水)**

※期限間近になりますと、窓口が混雑しますので、**1月19日（金）までの提出にご協力ください**。

なお、新型コロナウイルス感染症予防対策のため、**郵送またはe L T A Xでの提出**につきましてもご協力をお願いします。



## 6. 申告されない方、虚偽の申告をされた方

正当な理由がなくて申告されない場合は、地方税法第386条・田原市市税条例第54条の規定により過料を科せられることがあるほか、同法第368条の規定により延滞金を徴収することがありますので、期限までに必ず申告してください。

虚偽の申告をされますと、地方税法第385条の規定により罰金等を科せられることがあります。また課税処理は、現年度だけでなく過年度に遡及することがあります。

## 7. 実地調査等のお願い

地方税法第408条の規定に基づき、実地調査・簡易調査（固定資産台帳を郵送していただく調査）を行うことがありますので、その際にはご協力をお願いいたします。

また、実地調査等に伴って修正申告を依頼することがあります。**過年度にも遡及して課税する場合があります**ので、ご理解をお願いします。

# Ⅲ 償却資産の評価方法

## 1. 価格の決定

### (1) 評価額の算出方法

①令和5年中に取得した資産（前年中取得資産）の場合

$$\text{評価額} = \text{取得価額} \times \left(1 - \frac{1}{2}\right)$$

②令和4年以前に取得した資産（前年前取得資産）の場合

$$\text{評価額} = \text{前年度評価額} \times (1 - r)$$

注 r・・・耐用年数に応ずる定率法による減価率（年率）

### (2) 計算例

例えば、取得価額700,000円、取得時期令和5年3月、耐用年数3年の資産の場合

☆ 耐用年数3年に応ずる減価率は0.536（減価残存率表参照）

$$\text{令和6年度} = 700,000\text{円} \times \left(1 - 0.536 \times \frac{1}{2}\right) = 512,400\text{円}$$

$$\text{令和7年度} = 512,400\text{円} \times (1 - 0.536) = 237,753\text{円}$$

$$\text{令和8年度} = 237,753\text{円} \times (1 - 0.536) = 110,317\text{円}$$

$$\text{令和9年度} = 110,317\text{円} \times (1 - 0.536) = 51,187\text{円}$$

$$\text{令和10年度} = 51,187\text{円} \times (1 - 0.536) = 23,750\text{円} < 35,000\text{円} (*)$$

\* 令和10年度で算出額が取得価額の5%（35,000円）より小さくなりますので、以降35,000円で評価されます。

◆減価残存率 「固定資産評価基準」別表第15「耐用年数に応ずる原価率表」から一部抜粋

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
	r	$1 - \frac{r}{2}$	1-r		r	$1 - \frac{r}{2}$	1-r		r	$1 - \frac{r}{2}$	1-r
2	0.684	0.658	0.316	11	0.189	0.905	0.811	20	0.109	0.945	0.891
3	0.536	0.732	0.464	12	0.175	0.912	0.825	22	0.099	0.950	0.901
4	0.438	0.781	0.562	13	0.162	0.919	0.838	25	0.088	0.956	0.912
5	0.369	0.815	0.631	14	0.152	0.924	0.848	30	0.074	0.963	0.926
6	0.319	0.840	0.681	15	0.142	0.929	0.858	35	0.064	0.968	0.936
7	0.280	0.860	0.720	16	0.134	0.933	0.866	40	0.056	0.972	0.944
8	0.250	0.875	0.750	17	0.127	0.936	0.873	45	0.050	0.975	0.950
9	0.226	0.887	0.774	18	0.120	0.940	0.880	50	0.045	0.977	0.955
10	0.206	0.897	0.794	19	0.114	0.943	0.886	60	0.038	0.981	0.962

## 2. 税額の決定

区分	説明								
納税義務者	令和6年1月1日（賦課期日）現在における償却資産の所有者です。								
課税標準額	令和6年1月1日現在における償却資産の合計価額（課税台帳の登録価額）です。								
課税台帳の閲覧	申告により価格が決定されますと、4月1日より税務課において所有者に対し、課税台帳を閲覧に供します。								
税額	<p>償却資産課税台帳の登録価額（課税標準額）に税率1.4%を乗じた額です。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">課税標準額 (1,000円未満切り捨て)</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">税率 (1.4%)</td> <td style="text-align: center;">=</td> <td style="text-align: center;">税額 (100円未満切捨て)</td> </tr> </table> <p>※計算例 課税標準額 2,548,295円の場合 2,548,000円 × 1.4% = 35,600円 (35,672円)</p>	課税標準額 (1,000円未満切り捨て)	×	税率 (1.4%)	=	税額 (100円未満切捨て)			
課税標準額 (1,000円未満切り捨て)	×	税率 (1.4%)	=	税額 (100円未満切捨て)					
免税点	課税標準額（償却資産の合計評価額）が <b>150万円未満</b> の場合は課税されません。ただし、 <b>申告は必要</b> です。								
納期	<p>原則として</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>1期</td><td>5月</td></tr> <tr><td>2期</td><td>7月</td></tr> <tr><td>3期</td><td>12月</td></tr> <tr><td>4期</td><td>2月</td></tr> </table> <p>の4回に分けて納めていただきます。</p> <p>なお、納税通知書は、償却資産と土地・家屋が一本化されて一つの通知書となっています。</p> <p>※ 申告書の提出が遅れた場合には、上記と異なることがあります。</p>	1期	5月	2期	7月	3期	12月	4期	2月
1期	5月								
2期	7月								
3期	12月								
4期	2月								

## IV その他

### 1. 法人税・所得税の取扱いとの比較

法人税・所得税と固定資産税では減価償却の取扱いが若干異なりますのでご注意ください。

例えば、固定資産税上で構築物に該当する駐車場舗装、門扉、フェンス、塀、排水溝等は、税務会計上では建物と一体として経理していることがあります。固定資産税の申告の際には**建物本体とは区別**して申告してください。償却資産に対する取扱いの主な相違点は次のとおりです。

項 目	固定資産税の取扱い（償却資産）	法人税・所得税の取扱い
償 却 計 算 の 基 準 日	1月1日（賦課期日）	事業年度（決算期）
減 価 償 却 の 方 法	一般の資産は定率法  (ただし、減価率は固定資産税評価基準別表15に定める減価率) * 「旧定率法」の償却率と同様	定率法、定額法等の選択制 (建物は定額のみ) [定率法選択の場合の適用] ・平成19年4月1日以降に取得された資産は「定率法」 ・平成19年3月31日以前に取得された資産は「旧定率法」
前年中の新規取得資産	半年償却 ( $\frac{1}{2}$ )	月割償却
圧 縮 記 帳 の 制 度	認められません 国庫補助金等の圧縮額は、取得価額に算入されます	認められます
特別償却・割増償却 (租税特別措置法)	認められません	認められます
評価額の最低限度 (法人税は償却限度額)	取得価格の $\frac{5}{100}$ (5%)	備忘価格(1円)まで
改 良 費	区分評価(改良を加えられた資産と改良費を区分して評価する)	合算評価・区分評価
即時償却資産 (中小企業者等が租税特別措置法を適用して取得した10万円以上30万円未満の減価償却資産)	認められません (課税対象になります)	認められます (租税特別措置法第28条の2又は同法67条の5)

### 2. 取得価額について

取得価額は、資産を取得するために通常支出すべき金額（設置工事等の諸費用含む）とされています。また、取得価額に消費税を含めて税務会計を行っている場合（税込経理方式）は、消費税を含めた取得価額で申告してください。

# V 償却資産の申告

## 1. 償却資産申告書の記入例

\*用紙は感圧複写紙（ノーカーボン紙）になっておりますので、申告書及び種類別明細書は2枚1組として、下敷きを用いるなどして記入してください。

\*記載は、ボールペン等により、漢字・数字等はわかりやすくはっきりと記入してください。

### 令和6年度 償却資産申告書（償却

受付印

令和 6 年 1 月 15 日  
田 原 市 長 殿

「住所」  
固定資産税に関する事務を行っている事務所の所在地（納税通知書送達先）を記入してください。

所 有 者	1 住所 (フリガナ) 又は納税通知書送達先	〒441-3492 アイチケンタハラシタハラチョウミナミバンバ 愛知県田原市田原町南番場30-1	3 個人番号又は法人番号
	2 氏名 (フリガナ) 法人にあってはその名称及び代表者の氏名	タハラ 田 原 株式会社 代表取締役 田 原 一 郎	4 事業種目 (資本金等の額)
	連絡先	(屋号 ) (電話 22-1111 )	5 事業開始年月
			6 この申告に 応答する者の 係及び 氏名
			7 税理士等の 氏名

資産の種類	取 得 価 額			
	前年前に取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの (ハ)	計 (イ-ロ+ハ) (ニ)
	十億 百万 千 円	十億 百万 千 円	十億 百万 千 円	十億 百万 千 円
1 構 築 物	12,900,000 <del>12,200,000</del>	600,000	16,500,000	28,800,000
2 機 械 及 び 装 置	13,700,000 <del>3,700,000</del>	2,000,000	3,700,000	15,400,000
3 船 舶				
4 航 空 機				
5 車 両 及 び 運 搬 具	3,000,000			3,000,000
6 工 具、器 具 及 び 備 品	250,000 <del>300,000</del>		280,000	530,000
7 合 計	29,850,000 <del>19,200,000</del>	2,600,000	20,480,000	47,730,000

資産の種類	評 価 額 (ホ)	決 定 価 格 (ヘ)	課 税 標 準 額 (ト)
	十億 百万 千 円	十億 百万 千 円	十億 百万 千 円
1 構 築 物			
2 機 械 及 び 装 置			
3 船 舶			
4 航 空 機			
5 車 両 及 び 運 搬 具			
6 工 具、器 具 及 び 備 品			
7 合 計			

電算処理の申告をする場合のみ記入してください。

# 資産課税台帳

1 2 2 2 2 3 3 3 3 4 4 4 4	
農業 ( 20 百万円) 平成2年1月	
総務課 経理係 田原花子 (電話 22-1111)	
渥美太郎 (電話 23-3510)	
8 短縮耐用年数の承認	有 ・ <input type="radio"/> 無
9 増加償却の届出	有 ・ <input type="radio"/> 無
10 非課税該当資産	有 ・ <input type="radio"/> 無
11 課税標準の特例	有 ・ <input type="radio"/> 無
12 特別償却又は圧縮記帳	有 ・ <input type="radio"/> 無
13 税務会計上の償却方法	<input checked="" type="radio"/> 定率法 ・ 定額法
14 青色申告	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無
15 市(区)町村内 における事業所 等資産の所在地	① 田原市田原町南番場30-1 ..... ② 田原市古田町岡越6-4 (岡ノ越太陽光発電所) ..... .....
16 借用資産 (有) ・ 無	貸主の名称等 (株) 田原リース (電話) (0531) 23-2222
17 事業所用家屋の所有区分	<input checked="" type="radio"/> 自己所有 ・ 借家
18 備考 (添付書類等)	
① 資産増あり ② 減あり 3. 増減なし(変更なし) <b>特例該当資産あり</b> ..... 4. 該当資産なし ..... 5. 廃業・解散・転出等(平成 年 月 日)	
簿	受 付 端
市	入 力 業

・ eLTAXで申告される方も本市が指定した「所有者コード」を記入してください。

## [3 個人番号又は法人番号]

○ 記入された番号の確認のため、提出時に次のような書類の提示または写しの添付が必要です。

- ・ 本人提出
  - 本人確認できるもの (運転免許証等)
  - +
  - 本人の番号がわかるもの (個人番号通知等)

- ・ 代理人提出
  - 上記本人提出の場合に必要なものに加え、代理権確認書類、代理人の本人確認できるものが必要になります。

(注) 郵送の場合は、本人提出または代理人提出に必要なものの写しを同封してください。

○ 電子申告 (eLTAX) の場合は申告書に添付される電子証明書等により確認します。

該当する事項を○で囲んでください。

## [16 借用資産]

借用資産がある場合に貸主名、連絡先を記入してください。

## [18 備考]

次のような事項を記入してください。

- 令和5年中に資産の所在地、所有者の住所、氏名または名称等に異動があった場合は、異動年月日、旧住所、旧氏名等
- 添付書類の名称
- 令和5年中に、廃業等した場合は、その内容及び年月日
- 納税管理人を定めている場合は、その方の住所及び氏名
- その他参考となる事項

◎必ず記入してください。

## 2. 種類別明細書（増加資産・全資産用）の記入例

前年度申告された方には、令和5年1月1日現在の所有資産を印字しています。

※独自様式（電算処理）での申告を除く。

### 令和6年度 種類別明細書（増加資産・全資産用）

※ 世帯コード		所有者コード										
000-0000-00		1 2 3 4 5 6 7 8 9										
行 番 号	資 産 の 種 類	資 産 コ ー ド	資 産 の 名 称 等	数 量	取 得 年 月			(イ) 取 得 価 額				
					年 号	年	月	十 億	百 万	千	円	
01	1	1-1	アスファルト舗装	1	H	25	6				600,000	<del>1200,000</del>
02	1	1-2	鉄骨造アクリルハウス300坪〇〇町△△×番地	1	H	27	10				11,000,000	
03			〈構築物〉	2							11,600,000	<del>12,200,000</del>
04	2	<del>2-1</del>	<del>乾燥機</del>	<del>1</del>	H	<del>27</del>	<del>8</del>				<del>2,000,000</del>	
05	2	2-2	ボイラー △△300坪	1	H	25	9				1,000,000	
06	2	2-3	加湿器 △△300坪	1	H	30	10				700,000	
07			〈機械及び装置〉	2							1,700,000	<del>3,700,000</del>
08	5	5-1	フォークリフト（大型特殊）	1	H	31	5				3,000,000	
09			〈車両及び運搬具〉	1							3,000,000	
10	6	6-1	エアコン	1	H	30	5				250,000	<del>3,000,000</del>
11			〈工具器具及び備品〉	1							250,000	<del>3,000,000</del>
12			《合計》	6							16,550,000	<del>19,200,000</del>
13	1		フェンス	1	R	4	5				700,000	
14	1		鶏舎 80坪〇〇町〇〇×番地	1	R	5	8				12,000,000	
15	1		アルミ造ハウス300坪〇〇町〇〇×番地	1	R	5	3				4,500,000	
16	2		太陽光発電設備49.5kW〇〇町〇〇×番地	1	R	4	5				10,000,000	
17	2		ショベルローダ（大型特殊）	1	R	5	11				3,000,000	
18	2		暖房機	1	R	5	3				700,000	
19	6		パソコン	1	R	5	9				280,000	
20												

**【資産の種類】**

1…構築物（建物附属設備を含む）

2…機械及び装置

3…船舶

4…航空機

5…車両及び運搬具

6…工具、器具及び備品

**【資産の名称等】**

※資産の名称・規格等を具体的に記入してください。

太陽光発電設備、温室、ハウス等については、収支内訳書、申告決算書の減価償却費に記載された物件すべてについて記入してください。

面積（出力）、所在地番についても忘れずに記入してください。

温室、ハウス等の機械及び装置は分けて記入してください。

**【取得年月（年号）】**

S……………昭和

H……………平成

R……………令和

**【取得価額】**

資産を取得するために要した費用（引取、運賃、保険料、手数料、据付費等の付帯費を含む。）を記入してください。

圧縮記帳は地方税法上認められませんので、圧縮前の取得価額を記入してください。

- ◎ この種別明細書には、令和5年1月2日から令和6年1月1日までに**増加及び減少した資産**、または**打ち出し内容に変更**(申告もれ等)**がある場合**に記入してください。
- ◎ **初めて申告される方**は、令和6年1月1日現在所有している資産を全部申告してください。
- ◎ **増減・変更がない場合**には、何も記入せずそのまま提出してください。
- ◎ 独自様式(電算処理)で提出される場合は、**減少資産がわかるように提出**してください。

		所有者名				1枚のうち			
		田原株式会社				1枚目			
耐用年数	減価残存率 (ロ)	価額 (ハ)				課税標準の特例 率	課税標準額	増加事由	摘要
		十億	百万	千	円				
1.0	0.794			53,595			53,595	1.2 3.4	R5.6 一部除去
				<del>107,194</del>			<del>107,194</del>	1.2 3.4	
1.4	0.848			2,717,886			2,717,886	1.2 3.4	
	0.			<del>2,771,481</del>			<del>2,771,481</del>	1.2 3.4	
				<del>2,825,080</del>			<del>2,825,080</del>	1.2 3.4	
				<del>175,196</del>			<del>175,196</del>	1.2 3.4	R5.3 廃棄
				50,000			50,000	1.2 3.4	省令改正 による
0.750				116,480			116,480	1.2 3.4	
				<del>166,480</del>			<del>166,480</del>	1.2 3.4	
				<del>341,676</del>			<del>341,676</del>	1.2 3.4	
0.562				233,731			233,731	1.2 3.4	
				233,731			233,731	1.2 3.4	
0.681				30,756			30,756	1.2 3.4	取得価格 修正
				<del>36,908</del>			<del>36,908</del>	1.2 3.4	
				<del>30,756</del>			<del>30,756</del>	1.2 3.4	
				<del>36,908</del>			<del>36,908</del>	1.2 3.4	
				3,202,448			3,202,448	1.2 3.4	
				<del>3,437,395</del>			<del>3,437,395</del>	1.2 3.4	
1.0								①.2 3.4	申告もれ
1.4								①.2 3.4	
1.4								①.2 3.4	
1.7								①.2 3.4	申告もれ
5								1.② 3.4	中古 (2年落ち)
7								①.2 3.4	
4								①.2 3.4	
0.								1.2 3.4	

**【摘要】**  
 資産の一部を減少した場合には、減少後の数量または取得価額を**朱書き**してください。

改正後の耐用年数に該当する資産で、耐用年数を変更していない場合は、新しい耐用年数を**朱書き**してください。(P15参照)

令和5年中に減少した資産は、**朱線(=)**で消してください。

1 減少事由  
 (1) 売却  
 (2) 滅失(廃棄)  
 (3) 移動  
 (4) その他

2 修正事由  
 (1) 名称修正  
 (2) 取得価額修正  
 (3) 耐用年数修正

3 その他参考となる事由  
 (1) 耐用年数の短縮の承認を受けた場合  
 ……例「短縮」  
 (2) 中古見積耐用年数を適用している場合  
 ……例「中古見積」  
 (3) 課税標準の特例の適用のある場合  
 ……例「特例該当」  
 (4) 増加償却の届出をした場合  
 ……例「増加償却」  
 (5) 陳腐化資産の一時償却の承認を受けた場合  
 ……例「陳腐化」  
 (6) その他参考となる事項

「種別明細書」が不足した場合は、田原市のホームページから様式をダウンロードしてお使いください。

**【増加事由】**  
 1 新品取得  
 2 中古品取得  
 3 移動による受入れ  
 4 その他

◆耐用年数表抜粋 《業種別の申告対象となる主な償却資産》

業種	資 産	耐用年数	業種	資 産	耐用年数
共通	簡易間仕切、看板、ネオンサイン、サインポール	3	小売業	電子秤	5
	パソコン（サーバー用以外）	4		冷蔵庫、ショーウィンド、陳列ケース（冷凍機または冷蔵機付）	6
	応接セット（接客業用）、金庫（手揚げ）、複写機、タイムレコーダー、ファクシミリ、レジスター、コピー機、テレビ、自動販売機、パソコン（サーバー用）	5		日よけ設備（金属製以外）、陳列ケース（冷凍機又は冷蔵機のないもの）	8
	エアコン、冷蔵庫	6		日よけ設備（主として金属製）、アーケード	15
	工場緑化施設	7	娯楽業	パチンコ機	2
	応接セット（接客業用以外）、防犯装置	8		パチスロ機	3
	借店舗内部造作費、門・塀（金属製）、広告塔（金属製以外）、外灯、駐車場（アスファルト製）	10		パチンコ機取付台工事、両替機、玉貸し機、カード発行機	5
	受変電設備、給排水設備、事務机・事務椅子・キャビネット・ロッカー（主に金属製）、給水用井戸、門・堀（コンクリート造）、外堀・側溝（コンクリート、コンクリートブロック造）、駐車場等舗装路面（コンクリート、ブロック、レンガ敷）	15		防犯用監視カメラ、店内放送設備	6
	緑化設備（工場用以外）	20		消火器、景品陳列棚	8
				自動玉洗浄装置	10
喫茶・飲食店	カウンター、陳列棚等店舗用簡易装置	3	ガソリン給油業	ガソリン計測器、洗車機、オイルタンク、充電器、圧縮機、消火器、空気圧調整器、貯油槽	8
	暖房設備、日よけ設備（金属製以外）	8		コンクリート防壁	13
	製麺機	10		コンプレッサー、地下タンク、屋外照明設備	15
	日よけ設備（主として金属製）	15	サインポール	20	
理容・美容業	消毒殺菌機器	4	クリーニング業	洗濯機、脱水機、ドライ機、プレス機、その他クリーニング業設備	13
	理容・美容椅子、洗面設備、タオル蒸器、パーマ器	5	建築業	建設用足場・地盤補強用鋼板	3
	理容・美容業設備	13		パワーショベル等	5
		仮設用プレハブ		7	
		無線機		10	
農業	ビニールハウス（基礎あり、木造）、ビニールハウス（基礎なし、骨格金属以外）	5		測量設備	7
	農業用機械・設備	7	自動車修理業	検査工具、取り付け工具等	5
	ビニールハウス（基礎あり、骨格金属・木造以外）	8		圧縮機等整備用設備、コンプレッサー、その他自動車分解及び整備設備	15
	ビニールハウス（基礎なし、骨格金属）	10	金属製品加工業	測定・検査工具	5
	ビニールハウス（基礎あり、骨格金属）	14		旋盤、ボール盤、フライス盤、プレス、圧縮機	10
漁業	漁具	3	不動産賃貸業	蓄電池電源設備	6
	船外機	5		火災報知設備	8
	漁船（木造）	6		フェンス、外灯、集合郵便受け	10
	漁船（FRP）、魚群探知機	7	電気業	太陽光発電設備	17
	水中ポンプ	8			
	漁船（鋼船）	9			
	コンクリート造水槽	30			

※耐用年数の一例です。法定耐用年数について詳しくは、管轄の税務署へお問い合わせください。